# 梨県公

号外第三十八号

平成二十一年 五月二十八日

木

曜

日

#### 目 次

### 公安委員会

する規則
山梨県銃砲刀剣類所持等取締法第十二条の三の診断を行う医師の指定に関

山梨県道路交通法施行細則の一部を改正する規則.......

更新時講習の実施に関する規則の一部を改正する規則.......

警備員指導教育責任者講習の実施について.

.....

## 公安委員会

## 山梨県公安委員会規則第四号

次のように定める。 山梨県銃砲刀剣類所持等取締法第十二条の三の診断を行う医師の指定に関する規則を

平成二十一年五月二十八日

## 山梨県公安委員会

委員長 上 利 男

山梨県銃砲刀剣類所持等取締法第十二条の三の診断を行う医師の指定に関する規

(医師の指定)

第一条 銃砲刀剣類所持等取締法 (昭和三十三年法律第六号。以下「法」という。)第 のとする。 欄に掲げる対象者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる医師のうちから行うも 十二条の三の診断を行う医師の指定 (以下「医師の指定」という。) は、次の表の上

_	
定める病気 (銃砲刀剣類所持等取法第五条第一項第二号の政令で	診断の対象者
(昭和二十五年法律第百二十三号)第十八条第精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	医師

Ξ する認知症である者 二十三号) 第八条第十六項に規定 かかっている者 第五条の二第三号に定める病気に 及び第四号に掲げる者 る者並びに法第五条第一項第三号 める病気を除く。) にかかってい 三十三号) 第五条の二第三号に定 締法施行令 (昭和三十三年政令第 銃砲刀剣類所持等取締法施行令 介護保険法(平成九年法律第百 及び技能を有すると認められる医師 上欄の病気の診断について特に専門的な知識 一項の精神保健指定医に指定されている医師 識及び技能を有すると認められる医師 上欄の認知症の診断について特に専門的な知

(告示) 医師の指定の期間は三年とし、 再指定を妨げないものとする。

2

第二条 医師の指定を行ったときは、 断の対象者を告示するものとする その氏名、勤務する病院名、病院の所在地及び診

この規則は、平成二十一年六月一日から施行する。

## 山梨県公安委員会規則第五号

山梨県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める 平成二十一年五月二十八日

山梨県公安委員会

井 上 利 男

委員長

山梨県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

のように改正する。 山梨県道路交通法施行細則(昭和三十五年山梨県公安委員会規則第七号)の一部を次

「パタル装置」を「ペダル装置」に改める。 和二十七年法律第百八十号) 第四十八条の十四第二項」に、「(二以上」を「二以上」に、第八条第一号ア (イ) 中「(昭和二十九年法律第百八十号) 第四十八条の七」を「(昭

書 (別記様式第十一) 又は臨時適性検査通知書 (仮運転免許) (別記様式第十一の二)」 第十三条第一項中「第百二条第三項」を「第百二条第六項」に、「臨時適性検査通知

第三十八号 平成二十一年五月二十八日

Щ

梨

県

公

報 号

外

様式第十一の四の診断書提出命令書」に改め、同条の次に次の一条を加える。令書(別記様式第十一の四)」を「別記様式第十一の三の適性検査受検命令書又は別記第百三条第六項」に、「適性検査受検命令書(別記様式第十一の三)又は診断書提出命書(仮運転免許)」に、「第九十条第六項又は第百三条第五項」を「第九十条第八項又はを「別記様式第十一の臨時適性検査通知書又は別記様式第十一の二の臨時適性検査通知

(認知機能検査)

定する書面の送付は、別に定めるところにより行う。 知機能検査 (以下「認知機能検査」という。) の実施及び法第百一条の四第三項に規第十三条の二 法第九十七条の二第一項第三号イ又は第百一条の四第二項に規定する認

かる。を対象とする。) において行うものとする」を「別に定めるところにおいて行う」に改を対象とする。) において行うものとする」を「別に定めるところにおいて行う」に改署で行う場合は法第九十二条の二に規定する優良運転者 (以下「優良運転者」という。) 第十四条第三号中「交通部運転免許課、交通部運転免許課都留分室及び警察署 (警察

第十七条の五に次のただし書を加える。

ただし、教習生は除くものとする。

らない」を「添付して申請するものとする」に改め、同条に次の一項を加える。能の検査」を「に規定する検査(以下「技能検査」という。)」に、「添付しなければな第十七条の六の見出しを「(技能検査の申請等)」に改め、同条中「の規定により、技

るものとする。 るときは、施行規則第十八条の二の二第五項に規定する技能検査合格証明書を交付するときは、施行規則第十八条の二の二第五項に規定する技能検査合格証明書を交付する 公安委員会は、技能検査により自動車の運転について必要な技能を有する者と認め

項とし、第三項の次に次の一項を加える。書」の下に「(以下「高齢者講習受講申請書」という。)」を加え、同条中第四項を第五百一条の四第三項」に改め、同条第三項中「別記様式第十四の六の高齢者講習受講申請第十八条の二第一項中ただし書を削り、同条第二項中「第百一条の四第二項」を「第

ることを証する書面を添付しなければならない。4 認知機能検査を受検済みであ4 認知機能検査を受けた者は、高齢者講習受講申請書に認知機能検査を受検済みであ

八のチャレンジ講習受講申請書(以下「チャレンジ講習受講申請書」という。)」に改め、第二項中「チャレンジ講習受講申請書(別記様式第十四の八)」を「別記様式第十四の(別表第四の二の二)」を「別表第四の二の二のチャレンジ講習実施基準」に改め、同条の区分欄の一の項に規定する影響」に、「チャレンジ講習実施基準影響を及ぼしていると認められるかどうか」を「運転免許に係る講習等に関する規則影響を及ぼしていると認められるかどうか」を「運転免許に係る講習等に関する規則影響を及ぼしていると認められるかどうか」を「運転免許に係る講習等に関する規則影響を及ぼしていると認められるかどうか」を「運転免許に係る講習等に関する規則

二項の次に次の一項を加える。第十四の九のチャレンジ講習受講結果確認書」に改め、同項を同条第四項とし、同条第同条第三項中「チャレンジ講習受講結果確認書 ( 別記様式第十四の九 )」を「別記様式

であることを証する書面を添付しなければならない。 3 認知機能検査を受けた者は、チャレンジ講習受講申請書に認知機能検査を受検済み

済みであることを証する書面を添付しなければならない。3 認知機能検査を受けた者は、特定任意高齢者講習受講申請書に認知機能検査を受検

を充たすと公安委員会が認めたもの」に改める。(第十八条の四中「公安委員会が定める講習機関」を「施行規則第三十八条の三の要件)

第十八条の七の次に次の一条を加える。

(認知機能検査員講習の手続)

ができるものとする。 第十八条の八 講習等規則第四条第二項第二号の講習項目及公講習項目及び講習時間の基準により行うものとする。ただし、自動車安全運転センターが実施する新任運転適性指導員がの四の認知機能検査員講習の講習項目及び講習時間の基準により行うものとする。ただし、自動車安全運転センターが実施する新任運転適性指導員いう。) は、別表第四の四の認知機能検査員講習の講習項目及び講習時間の基準によ第十八条の八 講習等規則第四条第二項第二号の講習(以下「認知機能検査員講習」と

ついて受講済みであることを証する書面を提出しなければならない。 項目の全部又は一部について省略して受講することを希望する者は、当該講習項目に講習受講申請書を公安委員会に提出しなければならない。この場合、受講済みの講習2 認知機能検査員講習を受けようとする者は、別記様式第十五の六の認知機能検査員

梨 県 公 報 号 外 第三十八号 平成二十一年五月二十八日

Щ

ートル以上

1.30火

回

ڻ را ものである キを有する 補助ブレー

3 認知機能検査員講習終了証明書を交付するものとする。 公安委員会は、認知機能検査員講習を終了した者に対して、別記様式第十五の七の

上とといって

一トル以下

I

までの間は」を「当該技能審査合格の日から起算して三月を経過しない者は」に改める。 第二十二条第一項第四号を次のように改める。 第十九条第二項中「当該技能審査合格証明書の発行の日から起算して三月を経過する

一項に規定する別表第四の各号のとおりであること。 技能教習及び学科教習の科目並びに科目ごとの教習時間は施行規則第三十三条第

「一年」を「九月」に、「表に掲げる」を「規定による」に、「終了」を「修了」に改 第二十二条第一項第五号ただし書中「大型自動車」の下に、「、中型自動車」を加え、

· ·	
乗車定員 5 人以上 の普通自動車	乗車定員30人以 上のバス型の大型 自動車
4.40メ ートル以上 4.90メ ートル以下	10メート 11メート 11メート
1.69× 1.80× 1.80× 1.80× 1.80×	2.40メ ートル以上 2.50メ ートル以下
2.50メ 	5.15× 

め

同項第六号の表中

	を	
乗車定員 5 人以上 の普通自動車	乗車定員11人以 上29人以下のバ ス型の中型自動車	乗車定員30人以 上のバス型の大型 自動車
4·40メ ートル以上 4·90メ	8 · 2 0 メ ートル以上 9 · 3 0 メ ートル以入	10メート 11メート 11メート
1.69メ	2 · 2 5 メ ートル以上 2 · 5 0 メ ートル以下	2 . 4 0 メ ートル以上 2 . 5 0 メ ートル以下
2   2	4   4	5   5

上がバイ 上がバイ 上がバイ 上ル以上 イがイイ 上ル以上 8 0 X 401 15 🗴 50火 20 🗴 3 5 X ートル以上 1.30× 回 回 د را ものである キを有する 補助ブレー

に、「普通自動車で」を「中型自動車で」に改

める。

別表第一の三の三の項及び四の項を次のように改める。

 4 危険予測訓練	運転が未熟である と判断した場合		#4/共 自	における運
(1)危険予測ディスカッシ ョン	原付特別訓練(場内コース)	(3)路上運転についての話 合い	(2)他の交通に対する配慮	(1)運転行動の観察
ヸ	卌	ų,	Ж	Ð
111	栞	111	×	#
90分		30分	9 0 2	) )
50分	40分	10分	1	30分

導 60分 に改め、同表備考を次のように 30分 に対め、同表備考を次のように 30分 に 2 小型特殊免許のみを保有する者に対するものについては、1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・			適性についての診断	過光でしているの			別表第四の二中っ		P P E E E E	運転シニュレー		
30分	60分	60分		行と指導	にはいる。	# #		· 10分 · を		( 2	(1)	(2)危
に改め、同表備考1					[C, 0	<b>o</b>		ć		5険予測ディスカッシ ・	5険を予測した運転	(2)危険予測・判断能力の 向上
	っを次のよう		σ	n	を 5	4	• •	- を「20		lii Lii	実技	講義(映画)
	うに改める。		4		運転適性に	運転適性に				N	د	30分
1~4の講習科目を実施1~4の講習科目を				1 /	野のシいて	話のといて	5 運転	4 運転				30分
	0分	60分	60分 に改め、	60分 に改め、同表備考を次のように改 30分 ・	性についての診断と指導 60分 60分 60分 に改め、	COLICONSMICTAGE       60分         60分       に改め、同表備考を次のように改める。	ついての診断と指導       60分         60分       を 5 運転適性に 6 0分         60分       6 ディスカッ         60分       に改め、同表備考を次のように改める。	1	第四の二中「10分」を「5分」に、「40分」を「20分」に、 5 2いての診断と描導 60分 600 6	第四の二中「10分」を「5分」に、「40分」を「20分」に、 5 20いての診断と描導 60分 600	(2) 危険予選ディスカッシ   だ   3   1 2 0 カ	(1) 危険を予測ディスカッシ   だ   120分   120分   を使用する場合

#### **別表第4の2の3**(第18条の2の3関係)

#### 特定任意高齢者講習の講習科目及び時間割

	±± 33 <b>1</b> 1 □	講習	時間				
	講習科目	簡易講習	通常講習				
	開講	E /	VNI L				
1	道路交通の現状と交通事故の実態	5 分以上					
2	運転者の心構えと義務	5分以上					
3	安全運転の知識	203	分以上				
4	運転適性についての指導①	3 0 分以上	60分以上				
5	運転適性についての指導②	_	60分以上				
6	ディスカッション	_	3 0 分以上				
	講習時間合計	60分以上	180分以上				

- 1 通常講習のうち認知機能検査の結果に基づいて行うものについては、 1~5の講習科目を実施し、合計講習時間は150分以上とする。
- 2 休憩時間は、講習時間以外に適当な時間を設ける。

	1
別表第四の四を次のように改める。	山梨県公報号外
に改める。	第三十八号
	平成二十一年五月二十八日
	六

#### **別表第4の4**(第18条の8関係)

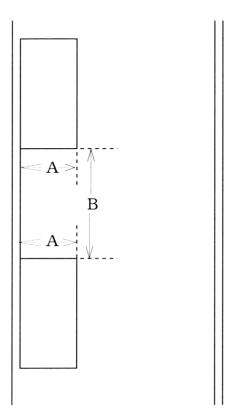
#### 認知機能検査員講習の講習項目及び講習時間の基準

	講習	項	目	講習時間
1	高齢者と認知症	<b>三の実態</b> 及	な基礎理論	9 0 分
2	高齢運転者対策	ぎの概要		60分
3	認知機能検査の	実施方法	Ė.	180分
	合		計	330分

	,
別表第六を次のように改める。	山梨県公報号外
න බ	第三十八号
	平成二十一年五月二十八日
	八

#### 別表第6(第22条関係)

#### 縦列駐車用コース



区分	幅	長さ
コースの区分 記号	A	В
大型免許コース	3. 0メートル	16.5メートル
大型第二種免許コース	3. 0メートル	15.0メートル
中型免許・中型第二種免許コース	3. 0メートル	13.0メートル
普通免許・普通第二種 免許コース	2. 2メートル	7. 5メートル

別表第七中	者に係る限定解除車に限る」の限定を付された普通免許を受けている,車に限る」の限定を付された普通免許を受けている,運転できる普通自動車が「普通車はオートマチック	四時限以上の技ク車でないこと 普通自動車 (オ	習のよる五時限以	
	運転できる普通自動車が「普通車はAT車に限る」「	普通自動車	習による九時限以	
	旨の限定を付された普通免許又は普通二種免許を受	ク車でない		
	けている者に係る限定解除	四時限以上	型自動車こよる	に改める。
	運転できる中型自動車が「中型車は八t未満に限る」	中型自動車		
	る限定解除旨の限定を付された中型免許を受けている者に係	上の技能教		
		1 1 1 1 1 1	型自動車による	
2	車に限る」旨の限定を付された中型免許を受けてい	上の技能教		
。)による	を		による六時限以	
	運転できる中型自動車が「中型車は八t未満の車両	バス型の中		
	に限る」旨の限定を付された中型第二種免許を受け	五時限以上		
	ている者に係る限定解除			
	運転できる中型自動車が「中型車は八t未満のAT	バス型の中	別記様式第十一	第十一及び別記様式第十一の二中(※1〜〜〜〜〜・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	けている者に係る限定解除車に限る」旨の限定を付された中型第二種免許を受	九時限以上	別記樣式第十一	第十一の三及び別記様式第十一の四中 (第103※第5項) を 第103※第103※第6項 「第90※第6項 で)の 第103 ※ できます こうしょう しょうしょう しょうしょう しょうしょう しょうしょう しょうしょうしょう しょうしょうしょう しょうしょう はんしょう しょうしょう しょうしょう しょうしょう しょうしょう はんしょう しょうしょう いんしょう しょうしょう しょうしょう しょうしょう しょうしょう しょうしょう はんしょう しょうしょう しょうしょう いんしょう しょうしょう しょうしょう しょうしょう しょうしょう しょうしょう はんしょう しょうしょう いんしょう はんしょう はんしょう しょうしょう はんしょう はんしょう はんしょう はんしょう はんしょう いんりょう はんしょう はんしょう はんしょう いんしょう はんしょう はんしょう しょうしょう しょうしょう しょうしょう はんしょう しょうしょう はんしょう はんしょう はんしょう しょうしょう はんしょう しょうしょう しょうしょう しょうしょう しょうしょう しょうしょう しょうしょう しょうしょうしょう しょうしょうしょう しょうしょうしょうしょう しょうしょうしょうしょう しょうしょうしょう しょうしょうしょう しょうしょうしょうしょう しょうしょうしょう しょうしょうしょう しょうしょうしょう しんしょうしょうしょう しんしょうしん しんしょうしん しんしょうしん しんしん しん
	運転できる大型自動車が「自衛隊用自動車に限る」	大型自動車	8項 に改める。	გ°
	限定解除旨の限定を付された大型免許を受けている者に係る	上の技能教	別記樣式第十四	第十四の六から別記様式第十四の十一までを次のように改める。
(オートマチッ				
の技能教習 こと。) による				

#### 別記様式第14の6(第18条の2関係)

#### 高齢者講習受講申請書

年 月 日

山梨県公安委員会 殿

申請者 住 所

氏 名

印

生年月日

年 月 日生( 歳)

電話番号

男・女

私は、道路交通法第108条の2第1項第12号に規定する講習の受講を申請します。

==	* 32 0 5 1		言	忍知核	後能材	負査∅	つ糸	吉昇	見に基	まづ	いて彳	丁う詞	構習り	以外の	つ講習	ZI II		
ñ	構習の区分	認知機能検査の結果に基づいて行う講習																
交付公安委員会			ハウチョヘカル					免許証 の 効 力		E ;	有効		年	年 月		日まで有効		
文 竹 公 女 安 貝 云		公安委員会交付								ב ל	失効	年		月		日失効		ら効
ģ	色 許 証 番 号		第		! !								 	! !			- 号	
		第											第一					
耳	取得免許の種類	種免	大	中	普	大	大自		普自	小	原	け	種免	大型	中型	普通	大特	け 引
		許	型	型	通	特	_	-	п	特	付	引	許	=	主 —	到 1	<u> </u>	51
講																		
叶																		
習																		
手																		
数																		
料																		

- 1 氏名等は、明瞭に楷書で記載すること。
- 2 「講習の区分」欄は、該当する講習の区分に〇印を付すこと。
- 3 「免許証の効力」欄は、有効又は失効に○印を付し、有効期間又は失効年月日を記載すること。
- 4 「講習手数料」欄には、手数料額に相当する収入証紙をはり付けること。
- 5 認知機能検査を受検した事を証する書面を添付すること。

山 梨

別記様式第1	4の7	(第1	8条の2	2 関係)
--------	-----	-----	------	-------

第			号						
	高	齢 者 請	事 習 :	終了証	明書	<b>書</b>			
	住 所								
	氏 名			生年月日		年	月	日生	
上記の者は	t、 年	月	日 道路	交通法第1	08条	の2第	1 項第 :	1 2 号に掲	<b></b> 号げ
る講習									
認知	口機能検査の結	果に基づい	て行う記	構習以外の記	<b></b>				
認知	コ機能検査の結	果に基づい	て行う詞	<b></b>					
を終了した者	<b>行であることを</b>	証明する。							
							<del>ر</del> ت		п
							年	月	日
					山 梨	県 公	安 委	員会	印
備考	<ol> <li>この証明 に免許窓口 添付してく</li> </ol>	で、失効再		と一緒に保行れる方は免討					
	2 この証明	書を提出し	ないと、	更新手続	又は免詞	午申請手	=続がで	きません	0

#### 別記様式第14の8(第18条の2の2関係)

#### チャレンジ講習受講申請書

年 月 日

山梨県公安委員会 殿

申請者 住 所

氏 名

印

生年月日

年 月 日生( 歳)

電話番号

男・女

私は、道路交通法第108条の2第2項に規定するチャレンジ講習の受講を申請します。

交付公安委員会			4	公安多	<b>季員会</b>	⋛交付	t 7	有効其	期間		年	J	1	日草	まで有	可効
		第	1	 	 	 		! !	 	 	 	 	 	 	- 号	
<b>取組み款の</b> 籍類	第一										第一					
取得免許の種類	種免許	大	中	普	大	大自	普自	小	原	け	種免	大型	中型	普通	大特	け 引
		型	型	通	特	_	_	特	付	引	許	_	=	二	_	=

習手

講

数

料

- 1 氏名等は、明瞭に楷書で記載すること。
- 2 「講習手数料」欄には、手数料額に相当する収入証紙をはり付けること。
- 3 認知機能検査を受検した事を証する書面を添付すること。

#### 別記様式第14の9(第18条の2の2関係)

第     -	_
---------	---

チャレンジ講習受講結果確認書

住	所				
氏	名	生年月日	年	月	日生

第1号

上記の者は、運転免許に係る講習等に関する規則第2条第1項 の表の

第2号

一の項に規定する影響がない者であることを確認する。

年 月 日

山梨県公安委員会印

#### 別記様式第14の10(第18条の2の3関係)

#### 特定任意高齢者講習受講申請書

年 月 日

山梨県公安委員会 殿

申請者 住 所

氏 名

印

生年月日

年 月 日生(

電話番号

男・女

歳)

私は、道路交通法第108条の2第2項に規定する講習の受講を申請します。

		9	トヤレ	ノンシ	ジ講習	3受請	よう はんしゅう はんしゅ はんしゅう はんしゅう はんしゃ はんしゅう はんしゅう はんしゅん はんしゃ はんしゃ はんしゃ はんしゃ はんしゃ はんしゃ はんしゃ はんし	<b>具確</b> 認	忍書の	)交付	すを受	そけた	と者に	こ対す	トる 静	背習
講習の区分		認知機能検査の結果に基づいて行う講習以外の講習														
		100	恩知榜	<b>後</b> 能校	食査の	D結果	見にま	表づい	ヽて彳	丁う 請	<b>購習</b>					
交付公安委員会			4	公安多	委員会	会交付	† 7	有効其	期間		年	F	]	日	きで有	剪効
		等						! ! !	 						長	7
正 <i>但</i> 4 本 6 任 年	第										第一					
取得免許の種類	一種免許	大型	中型	普通	大特	大自二	普自二	小特	原付	け引	一種免許	大型二	中型二	普通二	大特二	け引二

#### 料

講

習

手

数

- 1 氏名等は、明瞭に楷書で記載すること。
- 「講習の区分」欄は、該当する講習の区分に○印を付すこと。
- 3 「講習手数料」欄には、手数料額に相当する収入証紙をはり付けること。
- 4 チャレンジ講習受講結果確認書又は認知機能検査を受検した事を証する書面を添付する こと。

Щ 梨

			号					
		特定任	£意高幽	鈴者講習終了	了証明書			
住	所							
氏	名			生年月日		年	月	日生
	)老け 道	軍転免許に係る	講習等	に関する規	則第2条	第1項	第1	. 号 に気

年 月 日

山梨県公安委員会印

考 備

- 1 この証明書は、運転免許証と一緒に保管し、更新手続をされる方は更新の際 に免許窓口で申請書に必ず添付してください。
- 2 この証明書を提出しないと、更新手続ができません。

-t	平成二十一年五月二十八日	第三十八号	山梨県公報号外
	加える。	に次の二様式を	別記様式第十五の五の次に次の二様式を加える。

#### 別記様式第15の6(第18条の8関係)

#### 認知機能検査員講習受講申請書

年 月 日

山梨県公安委員会 殿

申請者 住 所

氏 名

印

生年月日

年 月 日生( 歳)

電話番号

男・女

私は、運転免許に係る講習等に関する規則第4条第2項第2号に規定する講習の受講 を申請します。

受講済み講習項目について一部省略を 希望する ・ 希望しない

省略を希望する

- 1 高齢者と認知症の実態及び基礎理論
- 講習項目
- 2 高齢運転者対策の概要

手

数

料

付

欄

- 1 講習項目の一部省略についての記載欄は、該当する方のみ記載してください。
- 2 受講済みに講習項目について省略を希望する場合には、省略を希望する講習項目の番 号に○印を付すとともに、当該講習項目について受講済みであることを証する書面を添 付すること。

別記様式第15の7	(第1	8条の	8 関係
-----------	-----	-----	------

第

号

#### 認知機能検査員講習終了証明書

住	所				
氏	名	生年月日	年	月	日生

上記の者は、 年 月 日 運転免許に係る講習等に関する規則

第4条第2項第2号に規定する講習を終了した者であることを証明する。

年 月 日

山梨県公安委員会印

#### 附則

この規則は、平成二十一年六月一日から施行する

## 山梨県公安委員会規則第六号

更新時講習の実施に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十一年五月二十八日

山梨県公安委員会

委員長 井 上 利 男

更新時講習の実施に関する規則の一部を改正する規則

次のように改正する。 更新時講習の実施に関する規則 (平成十八年山梨県公安委員会規則第三号)の一部を

する規則」に改める。第二条第二項中「運転免許に係る講習に関する規則」を「運転免許に係る講習に関する規則」を「運転免許に係る講習等に関

### 附則

この規則は、平成二十一年六月一日から施行する。

》 警備員指導教育責任者講習の実施について

する。 一号に規定する警備員指導教育責任者講習(以下「講習」という。) を次のとおり実施一号に規定する警備員指導教育責任者講習(以下「法」という。) 第二十二条第二項第

平成二十一年五月二十八日

## 山梨県公安委員会

委員長 井 上 利 男

講習に係る警備業務の区分、実施日時及び実施場所

- 1 警備業務の区分及び実施日時
- 日(木)までの午前九時から午後五時まで平成二十一年七月一日(水)、同月三日(金)及び同月六日(月)から同月九(、法第二条第一項第二号に規定する警備業務(以下「二号警備業務」という。)
- 曜日を除く。)の午前九時から午後五時まで平成二十一年七月二十九日(水)から同年八月五日(水)まで(土曜日及び日二、法第二条第一項第三号に規定する警備業務(以下「三号警備業務」という。)
- 実施場所

甲府市宝一丁目二十一番二十号 山梨県農業共済会館二階研修室

| 受講定員

各講習とも三十人

三 受講対象者

受講申込みを行う日において、次のいずれかに該当する者とする。

- に係る警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者1 最近五年間に受講を希望する警備業務(以下「当該警備業務」という。)の区分1
- (以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者のに限る。以下「一級検定」という。)に係る法第二十三条第四項の合格証明書「検定規則」という。)第四条に規定する一級の検定(当該警備業務の区分に係るも2 警備員等の検定等に関する規則(平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下
- 備業務に従事しているもの当該合格証明書の交付を受けた後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警以下「二級検定」という。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、3 検定規則第四条に規定する二級の検定 (当該警備業務の区分に係るものに限る。
- という。) に合格した者規定する一級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。以下「旧一級検定」十一年国家公安委員会規則第五号。以下「旧検定規則」という。) 第一条第二項に4 検定規則附則第三条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和六
- 格した後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもに限る。以下「旧二級検定」という。) に合格した警備員であって、当該検定に合5 旧検定規則第一条第二項に規定する二級の検定 (当該警備業務の区分に係るもの
- の

## 四 受講手続

- 1 事前申込手続
- (事前申込みの方法

, こと(電話一本につき一人の受付とし、受付専用電話以外での受付は行わない。)。話〇五五 二二七 七八三〇) あてに事前に申込みを行い、受理番号を取得する 受講を希望する者は、山梨県警察本部生活安全部生活安全企画課 (受付専用電

(二) 事前申込受付期間

ここに いまれる 単端 ままり こうじゅう 次に掲げる 警備業務の区分ごとに行う。

達した場合は、受付を締め切る。(なお、先着順に受け付け、事前申込受付期間内であっても、申込人員が定員に)

(1) 二号警備業務

平成二十一年六月八日(月)及び同月九日(火)の午前九時から午後五時ま

で

### (2) 三号警備業務

時まで 平成二十一年六月十五日 (月)及び同月十六日 (火)の午前九時から午後五

### 2 受講申込手続

うこと 1の事前申込手続を行い、 受理番号を取得した者は、次により受講の申込みを行

## 、 受講申込受付期間

二号警備業務

五時まで 平成二十一年六月十日 (水) から同月十二日 (金) までの午前九時から午後

### (2) 三号警備業務

後五時まで 平成二十一年六月十七日 (水) から同月十九日 (金) までの午前九時から午

## 提出書類

警備員指導教育責任者講習受講申込書 一通

(2)( に氏名及び撮影年月日を記入したもの) 一枚 さ三・○センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真で、その裏面 写真 ( 申込前六か月以内に撮影した正面、上三分身、無帽、無背景の縦の長

2

受講対象者のいずれかに該当することを疎明する次の書面

## 三1に該当する者

者等の作成に係る書面 (以下「警備業務従事証明書」という。) 及び履歴書 当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していたことを疎明する警備業

三2に該当する者

一級検定に係る合格証明書の写し

### ウ 三3に該当する者

年以上当該警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書 

三4に該当する者

I

旧一級検定に係る合格証の写し

### オ 三5に該当する者

年以上当該警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書 旧二級検定に係る合格証の写し及び旧二級検定に合格した後、継続して一

受講手数料 代理人が受講申込書を提出する場合にあっては、本人からの委任状

Щ

梨

県

公公

報

号 外

第三十八号

平成二十一年五月二十八日

こと。 各講習とも受講申込書の提出時に三万八千円の山梨県収入証紙により納付する

なお、 受講手数料は、申込みを取り消し、又は受講しなかった場合でも還付し

## (四) 受講申込書等の提出先

ただし、郵送による申込みは受け付けない。 住所を有する者については、甲府警察署)に提出し、 こに掲げる書類を申込人の住所地を管轄する警察署(他の都道府県の区域内に 受理番号を申告すること。

## 講習の委託

五

委託して行う。 講習は、社団法人山梨県警備業協会(所在地 甲府市宝一丁目二十一番二十号) に

## 修了証明書の交付

講習最終日に筆記の方法により修了考査を行い、合格者には、警備員指導教育責任

七 その他 者講習修了証明書を交付する。

講習初日は、午前八時三十分から午前八時五十分までに受付を済ませること。

- 3 講習についての質疑は、山梨県警察本部生活安全部生活安全企画課 (電話〇五五
- 二三五 二一二 内線三〇二二) に問い合わせること。

発行者	山梨県
山梨県	県公報号外
甲府市丸の内一丁目六番一号	第三十八号
目六番一号	平成二十一年五月二十八日
印刷所(株サンニチ印刷	月二十八日
刷。甲府市北口二丁目六番	
	=